

令和8年度
募集開始

国の重点支援地方交付金活用事業

栃木県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

とちぎで
賃上げを行う事業者を
応援します!



※補助率:1/2

令和8年度

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金

補助額

最大

200万円

申請期間 令和8(2026)年 12月21日(月)まで

※申請受付は先着順です。予算額に達した場合は申請受付期間中でも受付を終了します。

こんな取り組みをお考えの方に!



業務を
効率化・省力化
したい



従業員が
働きやすい
職場環境を整えたい



賃上げをきっかけに
設備投資を
考えている

補助金の
ポイント

- ✓ 賃上げを行った事業者が対象（詳細規定あり）
- ✓ 生産性向上・職場環境改善の設備投資を支援
- ✓ 幅広い設備・環境整備が補助対象



詳しい要件・申請方法は裏面
及び県ホームページをご確認ください

栃木県公式
ホームページ
詳細は
こちら



栃木県産業労働観光部労働政策課

事前のご相談はメールにて承ります 労働経済・福祉担当: rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL:028-623-3536 ※受付時間:9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く) 〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

とちぎ賃上げ環境整備促進補助金 補助金の概要・申請について

申請にあたっては、必ず県ホームページや交付要領をご確認ください。※下記QRコードから県HPへ

■概要

一定の賃金引上げを条件として、生産性向上や労働環境改善に資する設備導入等に要した経費に対し、補助金を支給します。

■対象者

栃木県内に事業所を有する中小企業者等

■支給要件(主な条件) ※以下のすべてを満たす必要があります。

- [1] 令和7(2025)年10月1日以降に **事業場内最低賃金を50円以上上げている**こと。
- [2] 賃金引上げ前の事業場内最低賃金が、**地域別最低賃金より51円以上高く、1,500円以下であること。**
※R7.10.1発効の栃木県最低賃金(1,068円)では、1,119円~1,500円が対象範囲となります。(最低賃金の改定により対象範囲は変わります)

■補助率・補助限度額

✓補助率:2分の1 ✓補助限度額:最大200万円

■補助対象となる経費

生産性向上に資する設備投資

- ✓業務の自動化・省力化のための設備
- ✓省エネルギー化を目的とした設備 など

具体例

- POSレジシステム導入
- リフト付き特殊車両の導入
- 飲食店での配膳ロボットの導入

■支援対象事業者のイメージ

賃金引上げ前の事業場内最低賃金が 1,501円~	>	対象外
賃金引上げ前の事業場内最低賃金が 1,500円 1,119円	>	とちぎ賃上げ環境整備促進補助金 支援対象
賃金引上げ前の事業場内最低賃金が 1,118円 (最低賃金+50円) 1,068円	>	業務改善助成金 (厚生労働省) 支援対象

※金額は、R7.10.1発効の栃木県最低賃金(1,068円)を基準としています。

労働環境改善に資する設備投資

- ✓仕事と家庭を両立しやすくする環境整備
- ✓シニアや障がい者が作業しやすい職場環境整備 など

具体例

- キッズルームの設置
- 段差のスロープ化
- 床の防滑加工

申請から交付までの流れ(電子システムまたは郵送にて申請)

■申請期間 令和8(2026)年12月21日(月)まで

1 交付申請書、事業計画書等の必要書類を県に提出

期限:R8.12/21

2 交付決定後、提出した計画に沿って設備投資等を実施

3 事業実施結果を県に報告

期限:事業完了後**20日以内**
又は **R9.2/15**の
いずれか早い日まで

4 県による審査・額の確定・補助金の支給

※支給までの期間は、申請書類の不備等の状況や申請状況によって、期間を要する場合がありますので予めご了承ください。※予算がなくなり次第、終了します。

申請前に必ずご確認ください

申請・お問い合わせ

事前のご相談はメールにて承ります

栃木県産業労働観光部労働政策課 労働経済・福祉担当

✉ rousei@pref.tochigi.lg.jp

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 TEL:028-623-3536

●受付時間:9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

詳細・申請様式
はこちら

栃木県公式ホームページ

とちぎ 賃上げ 補助金



こちらも
あります!

令和8年度

県内の中小企業・個人事業主の皆さまへ

とちぎ賃上げ加速・定着支援金のお知らせ

対象 5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む栃木県内の中小企業者等

従業員
1人あたり

5万5千円 支給

1企業
あたり

最大110万円 支給

申請
方法

支援金専用ホームページ <https://tochigi-chinage.pref.tochigi.lg.jp>

申請は、インターネット又は郵送により受け付けます。(本補助金と併給可能 ※要件あり)

とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL.028-666-7111 平日9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

※とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局は、県が設置し、株式会社TMC経営支援センターが受託・運営しております。

申請
期限

令和9年
1月20日(水)
まで

※申請受付は先着順です。
予算額に達した場合は、
申請受付期間中でも
受付を終了します。

詳細はこちら

